

財政健全化法と一般会計負担のあり方について

沼倉 昭仁

〔質問〕昨年6月に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」いわゆる「自治体財政健全化法」が公布され「財政悪化」の4つの判断指標が示された。

厳しい病院経営の現状を考えると、当年度末における「財政悪化」の判断指標の見込み数値はどれくらいになると予想しているのか。

また、厳しい状況にある病院などの公営企業会計については、どこまで一般会計による特別繰り入れがなされるのかといった一般会計負担の考え方を明らかにすることが急務であると思われるが、市長の所見を伺う。

介護保険事業の実態と傾向検証について

吉田 貞子

〔質問〕①地域包括支援センターの体制と一人あたりのケアプランの件数、総合相談の実態について伺う。

また、業務量にあわせた、より充実した人員配置と予算措置が必要と考えるが所見を伺う。

②刈田病院において二次医療を徹底させる場合、亜急性期、

慢性期の受け皿として特別養護老人ホームも重要である。待機者の動向と施設増設の必要性を伺う。

○その他の質問
障害者自立支援法について

〔答弁〕〔市長〕平成20年度末の健全化判断比率については、本年度がスタートしたばかりなので、比率を出すのは見込み数値としても困難であるが、いずれも財政健全化法で定める基準値以下となる見込みである。

平成19年度の健全化判断比率については、監査委員の意見書を付して、次の9月議会に提出する予定である。

また、病院への繰り出し基準については、総務省の自治財政局長通知「地方公営企業

繰出金について」に基づいて繰り出しを行っているところである。

今後のことについては、今年度中に病院改革プラン策定を義務づけられている。現在、策定委員会を設置して検討しているところであり、改革プランには、刈田病院の果たすべき役割と一般会計負担の考え方を明記していきたいと考えている。

本市の財政健全化については、平成15年度に策定した第3次行政改革大綱に基づいて、

また、人員配置と予算措置については、実情、ニーズを把握しながら、その都度検討を重ねていかなければならないと思っている。

亜急性期、慢性期の方々の受け皿として施設介護の必要性があると認めている。

施設の新規増設も考えていかなければならないが、必要性和保険料とのバランスを見きわめていきたいと思っている。

しかし、国において施設から在宅へという大きな流れがあるが、施設介護、重度者に

市民サービスの向上と効率的な行政運営を目的とした、分権時代にふさわしい積極的な改革を基本理念として推進をしてきている。

さらに、17年度に策定した集中改革プランで取り組み項目の追加を行い、徹底した歳出抑制のために事業そのものの抜本的見直しなどを今後とも推し進め、健全な財政運営に努めて行く。

特化したものについては目標に定めている。

また、軽度の方ではできるだけ住みなれたまちで生活できるように、今後も支援をしていきたいと思っている。

